

# いのけん

働くものちの健康を守る  
いのけん  
029-219-1031

## いのけん茨城センター学習会 パワーハラのない職場づくり 講師 戸館 圭之 弁護士

9月6日(土)、水戸市健康プラザで「働くものちのいのけんセンター」の学習会が開催されました。講師は、ブラック企業被害対策弁護団事務局長や首都圏青年ユニオンの顧問弁護士として活動されている戸館圭之弁護士。「パワーハラ問題」を通して、改めて労働組合の役割や意義を再確認する学習会になりました。



### 講演から

パワーハラや職場でのいじめは昔からあった問題ではあるが、「パワーハラ」や「ブラック企業」等の言葉は、

葉を使うことで、若い労働者は「自分が働いている職場は何かおかしい」という違和感を表現しようとしている。実際の所、パワーハラという言葉は広く社会で使われるようになったが、これがパワーハラだと言うことは簡単ではない。

現在パワーハラの問題は、「同じ職場で働くものに対して、職務上の地位や人間関係などの職場内優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」となっているが、その事例はいろいろな形が生まれて

いる。パワーハラの事例として、職場内でのいじめ・暴言・暴力、退職強要、長時間労働、辞めさせない、懲戒事由のでっち上げ（パワーハラ・セクハラしていないのにされたと糾弾される）等がある。

ブラック企業での相談では、長時間労働と辞めさせないこととセットになったパワーハラが多い。長時間労働では「名ばかり店長」の問題が特徴的だが、上司からの命令はなかったものの、そのシステムに問題があつて長時間労働に追い込まれた「名ばかり店長」は鬱病になつてしまつた。

断が出たら、食生活や飲酒、簡単な散歩などの生活習慣を変えることによってか

の職場の人間ドックの再検査はどうなっているだろうか。再検査の検査費用は自己負担なのか。欠勤になるのか。当然のことながら、会社負担で出勤扱いになつていれば再検査も行きやすい。労働条件の一つとして労働組合の課題である。

また、テレビの制作会社の事例だが、殴る蹴るの暴力の上に残業代が未払いという状態に対して、辞めたいと申し出て辞めさせないといふことがあつた。そして、辞めるなら損害賠償を払えと言つて、辞めることを認めないという態度を

とり続けていた。パワーハラ問題では、たかの友梨の問題が二ユースやユーチューブでも取り上げられているが、新人研修で大声を上げたり挨拶させたり等洗脳しているのしか思えない事例もある。そうした研修を通して企業への忠誠を誓わせているが、研修そのものがパワーハラとも言える。

憲法や労働基準法で規定されている労働組合が関わることによつて解決する職場の問題は多い。職場の問題に直接労働組合は関わることはできるが、弁護士はそれができない。弁護士はあくまで補助的なものだ。労働組合は職場の細かい所の要求実現ができるし、労働組合でしか解決しない問題も多い。

健康維持のために、定期的人間ドックなどの健康チェックが欠かせない。糖尿病などでも、早期の血液検査で血糖値やHbA1c等の数値によつて糖尿病予備群かどうかはすぐに分かる。医者からも数値をもとに危険だといふ診

断が出たら、食生活や飲酒、簡単な散歩などの生活習慣を変えることによってか

また、テレビの制作会社の事例だが、殴る蹴るの暴力の上に残業代が未払いという状態に対して、辞めたいと申し出て辞めさせないといふことがあつた。そして、辞めるなら損害賠償を払えと言つて、辞めることを認めないという態度を

とり続けていた。パワーハラ問題では、たかの友梨の問題が二ユースやユーチューブでも取り上げられているが、新人研修で大声を上げたり挨拶させたり等洗脳しているのしか思えない事例もある。そうした研修を通して企業への忠誠を誓わせているが、研修そのものがパワーハラとも言える。

憲法や労働基準法で規定されている労働組合が関わることによつて解決する職場の問題は多い。職場の問題に直接労働組合は関わることはできるが、弁護士はそれができない。弁護士はあくまで補助的なものだ。労働組合は職場の細かい所の要求実現ができるし、労働組合でしか解決しない問題も多い。

### 人間ドックの再検査はどうなっていますか

なりの改善は可能である。ところが、医者に行つたり検査をする

症状が出てきたら、病気がかなり悪化していると言えるところで、あなた

また、テレビの制作会社の事例だが、殴る蹴るの暴力の上に残業代が未払いという状態に対して、辞めたいと申し出て辞めさせないといふことがあつた。そして、辞めるなら損害賠償を払えと言つて、辞めることを認めないという態度を

とり続けていた。パワーハラ問題では、たかの友梨の問題が二ユースやユーチューブでも取り上げられているが、新人研修で大声を上げたり挨拶させたり等洗脳しているのしか思えない事例もある。そうした研修を通して企業への忠誠を誓わせているが、研修そのものがパワーハラとも言える。

憲法や労働基準法で規定されている労働組合が関わることによつて解決する職場の問題は多い。職場の問題に直接労働組合は関わることはできるが、弁護士はそれができない。弁護士はあくまで補助的なものだ。労働組合は職場の細かい所の要求実現ができるし、労働組合でしか解決しない問題も多い。

働くものちの健康を守る  
いのけん  
交流集会  
11月29日(土)~30日(日)  
神奈川県